

欧米諸国における市中金利規制

〔要　旨〕

欧米諸国においては、コール・レート、証券利回りなどの市場金利は、一般に市場の需給関係に基づいて自由に決定されているが、民間金融機関の預金および貸出金利は、従来からなんらかの形で規制されてきているのが実情である。

預金・貸出金利の規制は、①法律(米国、フランスの預金金利など)、②金融当局の要請あるいは勧告(スウェーデンの預金・貸出金利など)、または③金融機関間の協定あるいは申合せ(英国、イタリアの預金・貸出金利など)によって行なわれており、対象となる金融機関の範囲や預金・貸出の種類、ならびに規制の程度は、各国の実情に応じてかなり異なっている。

金利規制の直接の目的は、①金融機関間の過度の競争を抑制し、金融秩序の維持、預金者保護に資すること、②国民経済的な観点から、市中金利の過度の上昇を抑制すること、および③金融的立場の弱い資金の借り手を保護すること、などにある。しかし、金利規制は、その運用いかんによっては、金融機関の間の適正な競争まで阻害するおそれがあり、また、規制対象の金融機関と規制対象外金融機関との間における預金・貸出金利の格差の関係、さらに規制金利と自由な市場金利や海外金利との間の格差の関係から、国内あるいは国際間の資金の流れにも影響を及ぼしている。

このような金利規制の影響度や問題点を考慮して、欧米諸国では、最近2～3年、規制を強化しようとする動きや、あるいは逆に規制を緩和ないし撤廃する動きが目だっている。すなわち、米国では、従来の預金金利規制が資金の流れに大きな変化をもたらしたため、1966年に法的規制の範囲が広められ、イタリアでも、金融当局により法律に基づく預金金利の規制が検討されている。一方、フランス、西ドイツ、カナダでは、とくに金融機関間の適正な競争を促進することをねらいとして、金利規制の再検討が行なわれ、1966年から1968年にかけて、貸出金利に対する法的規制が撤廃されたほか、預金金利に対する法的規制も、フランス、西ドイツにおいてそれぞれ緩和ないし撤廃された。

このような動きは、欧米各国が金利規制を金融経済情勢に応じて弾力的に運用していくこうとする態度の現われであるが、また各国とも規制方式の変更にあたっては、それに伴う摩擦を最小限度にとどめるように、現実的な措置を探っていることも注目されよう。

〔目　次〕

はじめに

1. 規制の実情

(1) 規制の方法

イ. 法律に基づく規制

ロ. 金融当局の要請あるいは勧告

ハ. 金融機関間の協定あるいは申合せ

(2) 規制の程度

2. 規制の目的および影響

(1) 規制の目的

(2) 規制の影響

- イ. 金融機関間の競争に与える影響
- ロ. 国内における資金の流れに与える影響
- ハ. 國際間における資金の流れに与える影響
- 二. 金融政策との関連
- 3. 最近における規制の強化および緩和・撤廃の動き

- (1) 規制の強化
 - (2) 規制の緩和あるいは撤廃
 - イ. フランス
 - ロ. 西ドイツ
 - ハ. カナダ
 - 二. 米国
- おわりに

はじめに

欧米諸国においては、コール・レート、短期証券や長期債券の利回りなど長・短期の市場金利は、一般に市場の需給関係によって決定されるべきものと考えられている。したがって、これらの市場金利の決定は市場の実勢にゆだねられ、通常、規制は行なわれていない。これに対し、民間金融機関の預資金利および貸出金利については、金融秩序の維持あるいは預金者保護、借り手保護などの国民経済的な観点から、各国においてなんらかの規制が行なわれてきたのが実情である。

しかし、こうした預金および貸出金利に対する規制は、その運用いかんによっては、金融機関相互間の適正な競争を阻害し、また、各種金融機関の間や金融機関と資本市場との間の資金の流れを変化させるなど、金融機構あるいは経済全体に対して大きな影響を与えていていることも事実である。このため、最近2～3年、米国、西ドイツ、フランス、カナダでは、それぞれの実情に応じて、市中金利に対する規制を強化したり、あるいはこれを緩和・撤廃したりする動きがみられる。また、英国、イタリアなどの国々でも、金利規制をめぐって活発な論議が行なわれている。

本稿は、欧米諸国において行なわれている民間金融機関の預金・貸出金利に対する規制について、その実情を中心取りまとめ、さらにその目的および影響、最近における規制の強化あるいは緩和・撤廃の動きなどを概観したものである。

1. 規制の実情

最初に、欧米諸国において、民間金融機関の預金および貸出金利に対する規制がどのような形で行なわれているかを中心に、各国の規制の実情を概観していこう。この場合、金利規制は各国情に即して行なわれているため、規制の内容、たとえば規制の方法、対象となる金融機関の範囲や預金・貸出の種類、規制の程度などは、国によってかなり異なっている(付表参照)。

(1) 規制の方法

各国においてみられる金利規制の方法には、大別して、①法律に基づくもの、②金融当局の要請あるいは勧告によるもの、③金融機関間の協定あるいは申合せによるもの、の三つがある。

イ. 法律に基づく規制

法律に基づく市中金利の規制の代表的なものとしては、米国およびフランスにおける預資金利に対する規制をあげることができる。

まず米国についてみると、商業銀行、相互貯蓄銀行(Mutual Savings Banks)、貯蓄貸付組合(Savings and Loan Associations)の預資金利(貯蓄貸付組合の場合は出資証券配当率)の最高限度が、法律に基づいて規制されている。このうち商業銀行については、連邦準備制度加盟銀行は、連邦準備法(レギュレーションQ)に基づき連邦準備制度理事会により、連邦準備制度に加盟していないが連邦預金保険制度の加盟銀行は、連邦預金保険法に基づき連邦預金保険会社理事会(Board of

Directors of the Federal Deposit Insurance Corporation)により、それぞれ要求払預金に対する付利が禁止され、定期性預金の金利の最高限度が定められている。また、連邦預金保険制度加盟の相互貯蓄銀行および連邦住宅貸付銀行制度加盟の貯蓄貸付組合の預金金利は、1966年9月に発効したいわゆる預金金利規制法(Public Law 89—597)に基づき、それぞれ連邦預金保険会社理事会および連邦住宅貸付銀行理事会(Federal Home Loan Bank Board)により、その最高限度が定められている^(注)。レギュレーションQによる定期性預金金利の最高限度は、第1表のように預金種類別、期限別に定められているが、連邦預金保険会社理事会および連邦住宅貸付銀行理事会による規制も、連邦準備制度理事会との協議のうえで決定されているので、それとほぼ同様である。

(第1表)

レギュレーションQによる定期性預金金利最高限度の推移

(単位・年利%)

実施年月日	貯蓄預金		定期預金				
	1年未満	1年以上	90日未満	90日以上	6ヶ月未満	6ヶ月以上	1年未満
1936. 1. 1	2.5		1.0	2.0		2.5	
1957. 1. 1	3.0		1.0	2.5		3.0	
1962. 1. 1	3.5	4.0	1.0	2.5	3.5	4.0	
1963. 7.17	3.5	4.0	1.0		4.0		
1964.11.24	4.0		4.0		4.5		
1965.12. 6	4.0			5.5			
複数満期							
			単数満期				
			90日未満	10万ドル未満	10万ドル以上		
				30日未満	30～60日未満	90～180日未満	
				59日	89日	179日	以上
1966. 7.20	4.0	4.0	5.0		5.5		
1966. 9.26	4.0	4.0	5.0	5.0	5.5		
1968. 4.19	4.0	4.0	5.0	5.0	5.5	5.75	6.0
							6.25

(注) 1. 連邦預金保険会社理事会による連邦預金保険制度加盟商業銀行に対する規制も同一。

2. 複数満期(multiple-maturity)定期預金とは、①預金者の選択により二つ以上の時点のいずれかで引出し可能なものの、②書面通知により引出し可能なものの、③自動更新条項のあるもの、などをさし、一般にはconsumer-typeの小口定期預金に多い。

資料: Federal Reserve Bulletin。

(注) 連邦預金保険会社理事会は、從来から、連邦預金保険制度加盟の相互貯蓄銀行に対し預金金利の最高限度を設定する権限を持っていたが、預金金利規制法が制定されるまでは、その規制の適用を免除していた。

米国では、連邦準備制度、連邦預金保険制度、連邦住宅貸付銀行制度のいずれにも加盟していない商業銀行、相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合の預金残高は、きわめて少ない。しかも、これら金融機関以外に預金を受け入れているのは、非常に規模の小さいクレジット・ユニオンだけである。したがって、以上のような預金金利に対する規制は、民間金融機関の預金のほとんどすべてに及んでいるということができよう。

次にフランスでも、米国と同様に、ほとんどの民間金融機関の預金金利の最高限度が、法律に基づいて規制されている。すなわち、預金銀行(Banques de Dépôts)、事業銀行(Banques d'Affaires)、中長期信用銀行(Banques à Long et à Moyen Terme)、庶民銀行(Banques Populaires)などの銀行については、国家信用理事会(Conseil National du Crédit)により、要求払預金に対する付利が禁止され、定期性預金の金利の最高限度が定められている。もっとも、後述するように、定期性預金のうち期間2年超もしくは金額25万フラン超の預金については、金利の規制はない。銀行以外の金融機関についても、貯蓄金庫(Caisse d'Epargne)、農業信用金庫(Caisse de Crédit Agricole)、相互信用金庫(Caisse de Crédit Mutual)といった主要な金融機関は、大蔵省によりその預金金利の最高限度が定められている。このうち、国家信用理事会による規制は現在第2表のとおりである。

このほか、西ドイツでは、1961年の対外経済法(Aussenwirtschaftsverordnung)により、民間金融機関が非居住者から受け入れた要求払預金については、付利が禁止されている。

(第2表)

フランスにおける定期預金および定期預金

証書の金利最高限度 (1968年6月末現在)

(単位・年利%)

金額25万フラン以下	
1か月以上2か月未満	2.00
2か月々3か月々	2.50
3か月々6か月々	2.75
6か月々1年々	3.25
1年々2年々	3.80
2年	4.50
2年超	自由
金額25万フラン超	〃

一方、貸出金利については、米国、カナダ、スイス、フランスにおいて、上述の米国およびフランスの預本金利に対する規制ほど広範なものではないが、法律によりある種の貸出金利の最高限度などが規制されている。

たとえば、米国では、多くの州が州法により個人および非法人企業向けの貸出金利の最高限度(州によって異なるが6~12%)を定めている。米国では、消費者金融制度や住宅金融制度が発達しており、個人および非法人企業は資金の最終的需要者として全体の約35%(1963~67年平均)という大きなウエイトを占めている。

また、カナダでは、一般に市中金利の規制は行なわれていないが、ただ民間金融機関が政府の保証のもとに貸出を行なう場合の金利だけは、法律によりその最高限度が規制されている。政府の保証は、農漁業金融(主として設備資金)、住宅金融、零細企業などの借入れについて行なわれており、特許銀行(Chartered Banks)の場合、こうした政府保証付の貸出は貸出金全体の約5%を占めている。

さらにスイスでは、いくつかの州において、州法により抵当貸付金利の最高限度(5%が一般的)が定められているほか、銀行の非居住者向けの貸出金利は、貸出金額1千万スイス・フラン以上あ

るいは期間1年以上の場合、法律によりスイス国民銀行の認可が必要とされている。

このほか、フランスでも、後述するように高金利禁止に関する法律(*Loi n° 66-1010 du 28 décembre 1966 relative à l'usure, aux prêts d'argent et à certaines opérations démarchage et de publicité*)により全金融機関の貸出金利の最高限度に規制があるが、これはむしろ利息制限法的な性格の強いものといえよう。

口、金融当局の要請あるいは勧告

上述のような法律上の根拠に基づくものではないが、金融当局の要請あるいは勧告という形を通じて、市中金利の規制が行なわれている国もある。とくに、スウェーデンでは、一般にこうした規制の方法がとられている。

もともとスウェーデンでは、法律により、中央銀行は金融機関の預本金利の最高・最低限度および貸出金利の最高限度を規制する権限を与えられている。しかし、実際には、商業銀行、貯蓄銀行、農業信用組合といった主要な民間金融機関の預本金利は、それぞれの代表者による協議の後、スウェーデン国立銀行の承認を経て決定されている。この場合、スウェーデン国立銀行とこれら金融機関との間には、預本金利の変更については前もって協議を行なうという協定が成り立っているので、中央銀行は法律に基づく権限を行使するまでもない。なお、これらの金融機関の預本金利は通常公定歩合と連動している。

一方、これらの金融機関の貸出金利は、預本金利の場合のように、金融機関あるいは中央銀行との間で、協議が行なわれているわけではない。しかし、これら金融機関とスウェーデン国立銀行との間には、貸出金利を公定歩合と同じ方向に変更させるという了解が成り立っており、貸出金利についても、預本金利の場合ほど密接ではないが、公定歩合との連動関係が保たれている。

このほか、ベルギーでは、銀行(Banques de Dépôts)の定期性預金の金利は銀行間の申合せによって決められているが、申合せに先立ち、ベルギー国民銀行と主要銀行との間で協議が行なわれている。

さらに、英国でも、個々の住宅金融会社(Building Societies)の預金(出資証券を含む)および貸出金利は、住宅金融会社協会が加盟金融会社に勧告する基準金利に沿って決定されているが、この場合、住宅金融会社協会に対しては、政府が望ましいと考えられる金利水準を示唆している。

ハ、金融機関間の協定あるいは申合せ

金融機関間の金利に関する自主的な協定もしくは申合せにより、市中金利の規制が行なわれている国もかなり多い。

その典型的な例としては、英国におけるロンドン手形交換所加盟銀行(London Clearing Banks)の預金・貸出金利をあげることができる。ロンドン

手形交換所加盟銀行の預金金利は、銀行間の申合せにより、当座勘定は無利息、預金勘定(7日通知預金)は公定歩合マイナス2%と定められている。また、その貸出金利も、貸出の種類に応じて第3表のような申合せが行なわれており、公定歩合と連動している。なお、ロンドン手形交換所加盟銀行のディスカウント・ハウス向けコール・レートの最低限度も、申合せにより、公定歩合マイナス1.625%と決められている。このほか、スコットランド系銀行(Scottish Banks)や北アイルランド系銀行(Northern Ireland Banks)の預金・貸出金利も、ロンドン手形交換所加盟銀行と同様、それぞれの銀行間で申合せが行なわれており、公定歩合とほぼ連動している。もっとも、その連動関係は、ロンドン手形交換所加盟銀行の場合よりは、若干弱い。

また、イタリアでは、いわゆる信用機関(Aziende di Credito)の預金金利の最高限度、リラ建短

(第3表)

ロンドン手形交換所加盟銀行の申合せ貸出金利

顧客	貸出金利	備考
國有企業 (大蔵省の保証付き)	公定歩合と同率 (ただし、下限は4%)	銀行が運用資金の多くを賦払い信用会社に対する貸出に振り向けている場合には、一部国有企業に対する貸出は公定歩合の0.5%高い金利が適用される。
地方公共団体 住宅金融会社 保険会社 一流商工業企業	公定歩合の0.5%高 (ただし、下限は4.5%)	いわゆる“blue chip” rate
賦払い信用会社	公定歩合の1%高 (ただし、下限は6%)	最低金利
貿易金融 (輸出信用保証局の保証付き)	(i) 公定歩合(ただし、下限は4.5%) (ii) 5.5%の固定レート(このほか貸出期間全体につき1%の貸付契約手数料)	(i) 期間2年未満の貸付 (ii) 期間2年以上15年以下の貸付
その他商工業企業および個人	申合せなし	“blue chip” rateより高い金利

(注) 1. スコットランド系銀行の貸出金利もこれに追随している。
2. 貿易金融以外はいずれも当座貸越金利。

資料: Report of the National Board for Prices and Incomes: Bank Charges.

期割引・貸付金利の最低限度、外貨建貸付(注)金利の最高限度が、信用機関間の申合せによって決められている。このうち、リラ建短期(1年以内)貸付金利の最低限度は、連動幅は貸付の種類によって異なるが、公定歩合と連動している。信用機関とは、短期(1年半以内)の預金を受け入れている金融機関の総称であり、公法銀行(Istituti di credito di diritto pubblico)、全国的銀行(Banche d'interesse nazionale)、普通銀行(Banche di credito ordinario)、貯蓄銀行(Casse di risparmio)など同国の主要な金融機関のほとんどすべてが含まれている。なお、これら信用機関の主要申合せ金利は現在第4表のとおりであり、最近10年間近く変更されていない。

(注) イタリアでは、国内の輸入業者など居住者に対しても、外貨建貸付がかなり行なわれている。

(第4表)

イタリアの信用機関の申合せ金利(1968年6月末現在)

(単位・年利%)

預 金 金 利(最 高)			
当座預金(5百万リラ以下)	0.50	1945年2月以降	
〃 (5百万リラ超)	2.00	1960年1月以降	
貯 蓄 預 金		1.25	1954年2月以降
定 期 預 金(3か月)	2.25	1959年1月以降	
〃 (6か月)	3.00	〃	
〃 (1年以上)	3.75	〃	
貸 出 金 利(最 低)			
商業手形割引(4か月以内)	5.00	1958年6月以降	
当 座 貸 越	7.00	〃	

資料: Banca d'Italia, Bollettino.

このほか、ベルギーでは、銀行の定期性預金の金利が、前述したように、事実上中央銀行の要請によって規制されているが、要求払預金の金利も銀行間の申合せによって決められている。また、銀行の割引金利の最低限度も、主要銀行間では申合せが行なわれており、公定歩合と連動(公定歩合の0.25%高)している。

イスでは、民間金融機関の当座預金金利の最

高限度や一流商業手形の割引金利の最低限度について、スイス銀行協会を中心とした全国的な申合せが行なわれているほか、3大商業銀行(Han-de-lsbanken)の間では、申合せにより、スイス・フラン建て定期預金金利の最高限度を定めている。

さらに、オランダでは、商業銀行などの当座貸越金利が、伝統的に公定歩合と連動(通常公定歩合の1.5~2.0%高)している。しかも、この連動関係は、非常に長期間にわたって続いてきたものであるため、特別な場合を除き、いかなる銀行もこれを大きく変えることはむずかしいのが実情である。

以上のように、金融機関の間で申合せが行なわれているわけではないが、金融機関間の協定あるいは申合せが独占禁止法などにより禁止されている米国、西ドイツ、フランスでも、次のような金利は実質的には申合せが存在するのとほぼ同様の形で決められている。

まず、西ドイツでは、後述するように、1967年4月以降民間金融機関の預金・貸出金利の最高限度に対する法的規制が撤廃されたが、その後、商業銀行(Kreditbanken)、貯蓄銀行(Sparkassen)、信用組合(Kreditgenossenschaften)などの主要な民間金融機関の預金金利については、法的規制に代わってそれぞれの金融機関の協会が指導金利を設定し、これを各加盟金融機関に対して勧告している。

また、米国では、商業銀行はその一流企業向けの貸出金利であるプライム・レートの変更を、各銀行がほぼ歩調を合わせて行なっている。これは、米国では、ニューヨーク、シカゴ等の大銀行が、プライス・リーダーとなってプライム・レートを変更し、他行は通常これに追随するという慣行があるためである。プライム・レートは、商業銀行の企業向け貸出の半分以上に適用されているといわれている。

さらに、フランスでも、後述するように、1966

年4月以降、銀行の短期および中期貸出金利の最低限度に対する法的規制が撤廃されたが、その後、国有化預金銀行がその一流企業向けの貸出金利を公表し、他行はこれと歩調を合わせて、その貸出金利の最低限度を決めるという慣習ができつつある。

(2) 規制の程度

欧米諸国においてみられる市中金利規制の方法は、およそ以上のとおりである。これを国別にみると、大ざっぱにいって、米国、英国、フランス、イタリア、ベルギー、スイス、スウェーデンでは、商業銀行をはじめとする主要な民間金融機関について、預金・貸出金利とともに、なんらかの規制が存在しているのに対し、西ドイツでは、主要な民間金融機関の預金金利についてのみ規制が行なわれ、カナダやオランダでは、貸出金利の一部が規制されているだけである。

もっとも、こうした規制が存在するかどうかということだけで、ただちに各国における市中金利規制の程度を判断することはできない。

金利規制の程度をみる場合には、まず第1に、規制の対象となっている金融機関の国民経済上に果たしている役割とか、規制の対象となっている

預金、貸出の種類ないしその総預金、総貸出に占める割合などを考慮する必要がある。この点、たとえば、全民間金融機関の預金残高のうち金利規制の対象となっている金融機関の預金残高の割合を試算してみると、米国では97%、西ドイツでは87%、英国では64%(いずれも1967年末)と、国によってかなり異なっている。

第2に、金利の最高限度あるいは最低限度に対する規制が行なわれていても、すべての対象金融機関が必ずしもその最高限度あるいは最低限度の金利を適用しているわけではない点に注意すべきであろう。

この点は、わが国の預金金利の場合のように、「臨時金利調整法」に基づく告示によって定められている預金金利の最高限度が、各種民間金融機関の実際の適用金利となっているのとは、事情がかなり異なっている。たとえば、米国では、上述したように、連邦準備制度加盟銀行の定期性預金金利の最高限度がレギュレーションQにより定められている。しかし、連邦準備制度理事会が加盟銀行について行なった最近の調査によれば、第5表に示したように、実際には法的最高限度以下の預金金利を適用している銀行が、預金残高1千万

(第5表)

米国の商業銀行の預金金利付利状況(1967年10月末)

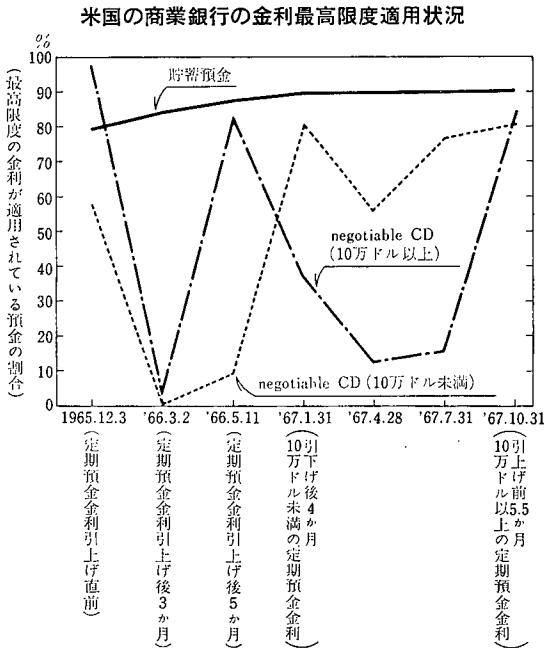
(単位・%)

法的 最高限度 (当時)	銀 行 数	銀 行 数 に よ る 割 合				預 金 残 高 に よ る 割 合			
		最 高 限 度	最 高 限 度 マ イ ナ ス			最 高 限 度	最 高 限 度 マ イ ナ ス		
			適 用	0.5%以下	0.5%超 ~1.0%		適 用	0.5%以下	0.5%超 ~1.0%以下
貯 蓄 預 金	4.0	66.4	11.6		22.0	90.0	4.7		5.3
定 期 預 金									
10万ドル未満	5.0	33.5	17.1	33.3	16.1	89.6	7.5	2.2	0.7
10万ドル以上	5.5	15.7	35.4	15.1	33.8	63.2	31.1	2.7	3.0
CD									
10万ドル未満	5.0	55.4	29.7	13.6	1.3	75.4	21.8	2.7	0.1
10万ドル以上	5.5	22.6	49.1	20.5	7.8	73.2	23.6	2.2	1.0

(注) 調査対象は、連邦準備制度加盟銀行6,086行のうち6,074行。

資料: Federal Reserve Bulletin, 1968年1月号。

(第1図)



資料：Federal Reserve Bulletin.

ドル未満の小銀行を中心としてかなり存在している。また、第1図に示したように、法的最高限度の金利が適用されている預金の割合も、金融情勢に応じてかなり大きく変動している。

第3に、法律に基づいて金利の規制が行なわれている場合は別として、金融当局の要請・勧告あるいは金融機関間の申合せという形を通じて金利が規制されている場合には、規制が往々にして名目化していることも注意しなければならない。

そのような例としては、イタリアにおける預金金利の最高限度に関する申合せをあげることができる。イタリアでは、最近2～3年、政府支出の増大、公営企業の投資支出の増大、1962年の電力産業の国有化、さらには賃金上昇などによる企業の自己金融力の低下などを背景に、公共債、民間債とともにその発行額が著しく増大してきている。しかも、イタリア銀行が債券価格安定化政策をとっていることもあって、家計、企業ともに債券に対する選好がかなり強まってきている。こうした

状況から、いわゆる信用機関は、債券利回りとの対抗上、申合せの最高限度を上回る高い預金金利を付して預金吸収に努めており、預金金利に関する信用機関間の申合せはかなり名目化してきている。たとえば、1年もの定期預金金利の申合せによる最高限度は現在3.75%であるが(第4表参照)、実際にはここ数年5.0%あるいはそれ以上の金利が付されることもまれではない。こうした事情から、イタリアの金融当局は、信用機関間の過当な預金金利競争を抑制するとともに、金融政策の有効性を増大させるため、預金金利を法律に基づいて規制することを検討しているといわれている。

2. 規制の目的および影響

(1) 規制の目的

以上が、欧米諸国における市中金利に対する規制の実情であるが、一般にこうした金利の規制は、次のような三つの点を主たる目的として始められたということができよう。

金利規制の背景を沿革的にみると、金利規制の目的は、まず第1に、金融機関の間の過度の競争を抑制することに求められよう。金融機関間の預金獲得競争が行き過ぎて預金金利が大幅に上昇する場合には、金融機関の資金コストが上昇し、また、金融機関は資金コストの上昇を運用利回りの引き上げによってカバーしようとするため、危険度の高い貸出や投資を行なうようになる。さらに、金融機関間の貸出競争が行き過ぎて貸出金利が大幅に下落する場合にも、金融機関の収益を著しく悪化させることになる。このような場合、預金金利の最高限度あるいは貸出金利の最低限度等に対する規制は、金融市场の混乱を防止するとともに金融機関の経営破たんを回避し、ひいては預金者保護に資することになろう。この点は、米国のレギュレーションQによる商業銀行の預金金利に対する規制が、1920～30年代の金融恐慌による銀行

の破たんという経験を直接の契機として始められたことからも、うかがうことができよう。

金利規制の第2の目的は、国民経済的な観点から市中金利の過度の上昇を抑制することである。これは、とくに法律によって預資金利あるいは貸出金利の最高限度が規制されている場合についていえるであろう。この場合、なにをもって過度の金利の上昇とするかはむずかしい問題であるが、一般的にいえば、国際的な金利水準との比較、望ましい金利体系の維持、企業のコストないし投資意欲に与える影響などを勘案して、判断されている。

金利規制の第3の目的は、たとえば農林漁業者、零細企業者、個人といった、金融的立場の弱い資金の借り手を保護することである。その端的な例は、いわば利息制限法のような法律で高金利を禁止することであり、また、政府の保証のもとに行なわれる貸出の金利や個人向けの貸出金利に対する最高限度の規制も、同じような趣旨によるものであろう。

(2) 規制の影響

市中金利に対する規制の直接の目的は以上のような三つの点に求められるが、このほか、金利規制は、それを意図しているかどうかは別として、次のような種々の影響を金融機構あるいは経済全体に対して与えている。

イ、金融機関間の競争に与える影響

市中金利に対する規制は、上述したように、金融機関の間の過度の競争を抑制するのに役だっていることは否定できない。しかしその反面、金利の規制は、その運用いかんによっては、規制の対象となる金融機関の金利面での競争条件を、規制の対象とはなっていない金融機関に比べて弱めることになり、金融機関の間の適正な競争まで阻害する結果となるおそれがないでもない。

たとえば、英國の「物価所得委員会報告：銀行

手数料」(Report of the National Board for Prices and Incomes: Bank Charges, 1967年)は、ロンドン手形交換所加盟銀行をはじめとする商業銀行の預金増加率が、住宅金融会社、賦払い信用会社(Hire Purchase Companies)、引受け会社(Accepting Houses)といった商業銀行と競争関係にある金融機関の預金増加率をかなり下回っていることを指摘し、その一つの大きな要因として、商業銀行の預金・貸出金利が銀行間の申合せにより、他の金融機関に比べて低い水準に規制されていることをあげている。さらに、同報告書は、金利に対する規制が存在するため、商業銀行は金利以外の面、すなわち店舗の増設あるいは広告やサービスなどの面で過度な競争を行ない、また、賦払い信用会社などの別働子会社を設立し、これを通じて申合せ金利を上回る高い金利で活発に預金を吸収するようになってきていることを指摘している。こうした点から、同報告書は商業銀行相互間および他の金融機関との間の適正な競争を促進するために、商業銀行の預金・貸出金利に関する申合せを廃止すべきことを勧告している。

また、西ドイツ、フランス、カナダでは、最近市中金利に対する規制を緩和あるいは撤廃する動きがみられたが、これも、後述するように、金融機関の間の適正な競争を促進することを一つの大きなねらいとしている。

ロ、国内における資金の流れに与える影響

市中金利に対する規制は、規制の対象となる金利と規制の対象とならない金利との間の相対的な関係を変化させることにより、国内における資金の流れにも影響を与えていた。とくに、金利の規制が、競争関係にある各種金融機関の一部だけしか対象としていないような場合、また金利規制が硬直的な場合には、それだけ資金の流れに大きな影響を及ぼすことになる。

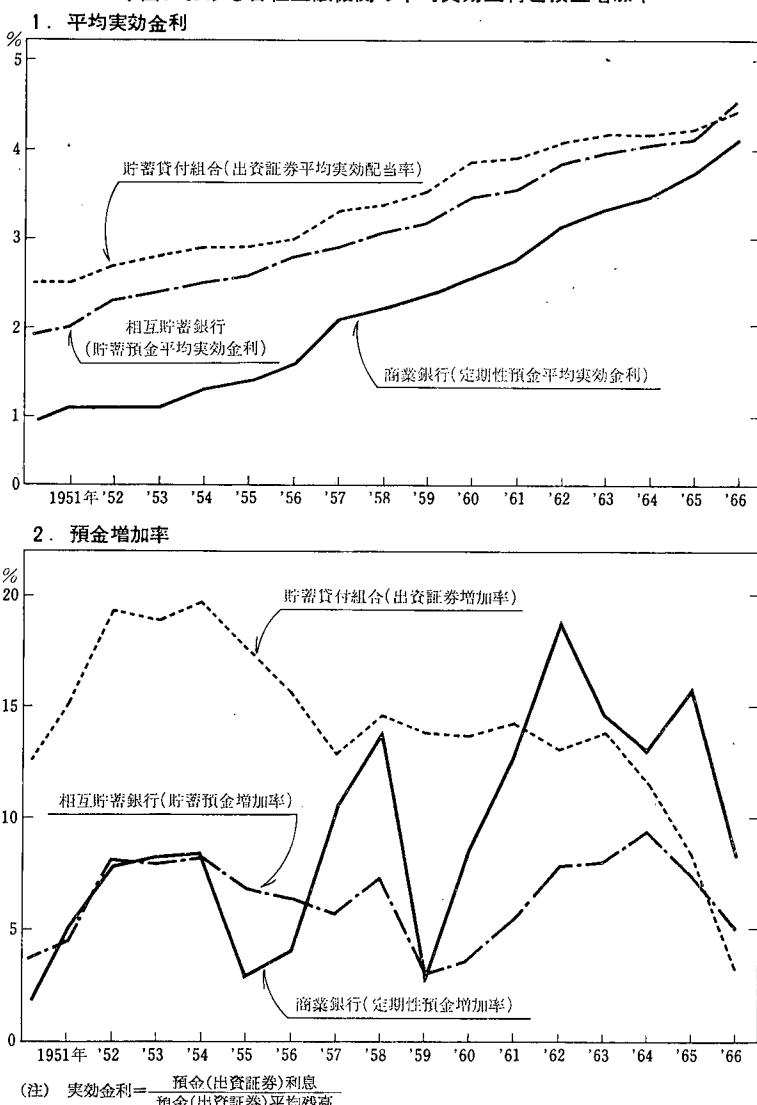
金利規制が国内の資金の流れに与えるこのよう

な影響は、米国を中心として、最近とみに活発に論議されるようになってきた。これは、現に米国において、金利規制の動向が資金の流れを大幅に変化させ、次のようないくつかの重要な問題を引き起こしたからにはほかならない。

米国では、すでに述べたように、商業銀行の定期性預金金利の最高限度が、レギュレーションQあるいは連邦預金保険法により規制されている。

(第2図)

米国における各種金融機関の平均実効金利と預金増加率



(注) 実効金利 = 預金(出資証券)利息
預金(出資証券)平均残高

資料: Federal Reserve Bulletin.

U. S. Savings and Loan League, Savings and Loan Fact Book.

しかも、この法的最高限度は、1936年以降1957年まで約20年間にわたって、低い水準に据え置かれてきた(第1表参照)。これに対し、資金吸収上、商業銀行と競合関係にある相互貯蓄銀行や貯蓄貸付組合の預金金利については、1966年9月に預金金利規制法が制定されるまでは、若干の州で商業銀行よりもはるかにゆるやかな規制が行なわれていたにすぎなかった。このため、相互貯蓄銀行や

貯蓄貸付組合は、第2図に示したように、商業銀行の預金金利をはるかに上回る高い預金金利を付すことにより積極的に資金の吸収を図り、これが商業銀行のシェアー低下の一因となった。

しかし、1957年に商業銀行の定期性預金金利の最高限度が引き上げられたのに続き、1962年以降はこれが毎年引き上げられるようになった。

また商業銀行自体も、consumer-type の定期預金(savings certificates、額面10万ドル未満のCDなど)により、積極的に個人部門からの資金の吸収に努めた。その結果、第2図にみられるように、商業銀行と相互貯蓄銀行や貯蓄貸付組合との間の預金金利格差は著しく縮小し、商業銀行への資金の流入が増加した反面、貯蓄貸付組合などへの資金の流入は相対的に減少し、また、これら金融機関の間で預金金利引上げ競争が激化した。このことは、貯蓄貸付組

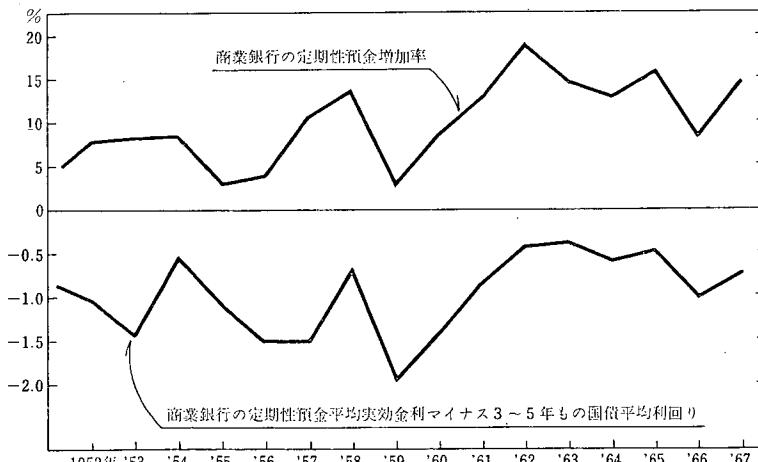
合などの経営を著しく悪化させただけではなく、これらがその資産の4分の3以上を住宅抵当貸付に向いている住宅金融の専門機関であるところから、住宅金融向け資金の枯渇と住宅建設活動の不振という問題を引き起こした。

こうした情勢は、商業銀行の定期預金金利が4.0%(90日未満)ないし4.5%(90日以上)から5.5%へと大幅に引き上げられた1965年末以降とくに顕著なものとなり、相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合などから、商業銀行の consumer-type の定期預金に対する規制を強化すべきであるとの声が強まつた。しかし、当時、連邦準備当局は預金金利を預金規模別に区分して規制する権限をもっていなかつたため、1966年7月、とりあえず複数満期の定期預金金利の最高限度を引き下げ、さらに同年9月、いわゆる預金金利規制法^(注)の成立に伴い、単数満期の定期預金金利の最高限度をも10万ドル未満のものについて引き下げた(第1表参照)。同時に、相互貯蓄銀行や貯蓄貸付組合の預金金利についても、その最高限度が規制されるに至つた。

(注) 預金金利規制法は、次のような内容をもつ1年間の時限立法で、1966年9月21日施行された。なお、1967年9月、同法はさらに1年間延長された

(第3図)

米国における定期性預金増加率と金利格差との関係



資料：第2図と同じ。

が、連邦準備当局はこれを恒久立法とするよう強く要請している。

- (1) 連邦準備制度理事会に対し、預金種類・額面別に異なった金利最高限度を設定する権限を付与する。
- (2) 連邦準備制度非加盟の商業銀行および連邦預金保険制度加盟相互貯蓄銀行の預金金利を規制するため、連邦預金保険会社理事会に同様の権限を付与する。
- (3) 連邦住宅貸付銀行理事会に対し、貯蓄貸付組合の出資証券配当率最高限度を設定する権限を付与する。

米国において、商業銀行の預金金利に対する規制が、各種金融機関の間の資金の流れに与えた影響は以上のとおりであるが、このほか、金利規制は、金融機関と証券市場との間の資金の流れにも影響を及ぼしている。いま証券市場の利回りとして、3~5年ものの国債利回りをとってみると、第3図に示したように、商業銀行の定期性預金増加率は、その定期性預金金利と国債利回りとの間の金利格差に密接に結びついて変動している。したがって、現在、商業銀行、相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合の預金金利はほぼ同じように規制されているとはいえ、これら預金型の金融機関と証券市場との間では、とくに大口の預金について資金の移動が生ずる余地が残っている。このため、最近

のように証券市場の金利が著しく上昇する時期には、満期の到来からCD等定期性預金の残高が減少するおそれがあり、商業銀行などからは規制の撤廃あるいは緩和を要望する声が強まっている。

ハ、国際間における資金の流れに与える影響

市中金利に対する規制は、内外金利差への影響を通じて、国際間の資金の流れにも影響を及ぼすことになる^(注)。そのため、国内における金利

の規制は、こうした国際資金移動に与える影響をも十分考慮して行なわれている。

(注) もっとも、内外金利差と並んで、為替相場変動の危険性あるいは先物のカバー・コスト、為替制限措置をはじめとする国際資金移動に対する直接的な規制、各國における税制の相違、さらには各國の金融市場および資本市場の発達度合いの相違なども、国際間の資金の流れに大きな影響を与えている。

たとえば、すでに述べたように、西ドイツでは銀行の非居住者の要求払預金金利について、また、スイスでは銀行の非居住者向けの貸出金利について、国際資金移動に対する配慮から、それぞれ国内向けの預金・貸出金利とは区別してとくに規制が行なわれている。さらに米国でも、国際收支改善対策の一環として国際短期資金の吸収を図るため、1962年10月以降、外国の政府および中央銀行が商業銀行に保有するドル建定期預金については、レギュレーションQおよび連邦預金保険法による預金金利の最高限度に対する規制を免除している。また、短期資金の海外への流出を抑制するため、nudging operationあるいはoperation twistにより長期金利ができるだけ低水準に安定させる一方、レギュレーションQによる預金金利の最高限度を数度にわたって引き上げるなど、短期金利を高めに維持するよう努めている。

二、金融政策との関連

(規制の弾力的変更)

市中金利に対する規制と金融政策の有効性との関係を考える場合、まず第1に、こうした規制が金融経済情勢に応じて弾力的に変更されているかどうかが問題となろう。

一般的にいえば、市中金利に対する規制が人為的・硬直的なものとなりがちな場合には、そのような金利規制は、金利が資金の需給に応じて自由に変動するというメカニズムをそよない、ひいては金融政策あるいは金利政策の有効性をもそこなうことになろう。しかし、たとえ金利に対する規

制が行なわっていても、規制自体が金融経済情勢に応じて比較的弾力的に変更されているならば、金利規制はむしろ金融政策の有効性を高めることに役立つことになり、さらにすでに述べたような他の目的、たとえば信用秩序の維持、預金者保護あるいは借り手保護にも資することになる。したがって、金融政策との関連からいえば、市中金利に対する規制が存在するかどうかということよりも、それが弾力的に変更されているかどうかということのほうがはるかに重要であるといえよう。

たとえば、イタリアでは、前述したように、信用機関の預金・貸出金利に関する申合せが最近10年間近くも変更されていない。これは、一つには、イタリア銀行の公定歩合自体が、この間一度も変更されなかったということによるところもあるが、そのためイタリアでは、信用機関の貸出金利の変動を通じて金融政策の目的が達成される度合いは、きわめて小さかったといわなければならない。もっとも、これまでイタリア経済は高度成長を続け、金融機関の流動性を絶えず増大させていく必要があったため、イタリア銀行は、中央銀行信用のアベイラビリティの調節、預金準備率の変更、対外債務に対する規制等の手段を用いて金融機関の流動性を調節することにより、金融政策の目的を達成していくことができたが、今後は、金利機能を活用することも重要なになってくるものと思われる。

(公定歩合との連動関係)

こうした規制金利の弾力的変更は、公定歩合との連動関係という形を通じて行なわれている場合が比較的多い。上述したように、英国のロンドン手形交換所加盟銀行などの預金・貸出金利、ベルギーの銀行の割引金利、オランダの当座貸越金利、スウェーデンの預金金利などは、公定歩合の変更と直接連動している。これらの場合には、中央銀

行の公定歩合の変更が、ただちに市中金利の変動を引き起こすことになり、中央銀行の公定歩合操作の効果はそれだけ強められることになろう。

もっとも、中央銀行は、公定歩合操作を含む貸出政策、準備率操作、公開市場操作等の政策手段を通じて、広く市中金利の動向に大きな影響を与えることができる。したがって、市中金利と公定歩合との間の直接的な連動関係がなくても、政策当局は望ましい方向に市中金利を変動させることができると考えられる。たとえば、英國の物価所得委員会は、ロンドン手形交換所加盟銀行などの預金・貸出金利について、公定歩合との連動関係を廃止すべきことを勧告しているが、それによって金融政策の有効性がそこなわれることはないと考えている。その根拠として同報告は、①中央銀行は公開市場操作および特別預金制度の活用によって、交換所加盟銀行の現金準備比率および流動性比率を調整し、銀行の貸出方針に影響を与えることができる、②現在、公定歩合が引き上げられると、銀行の預金・貸出金利がこれに追随してただちに引き上げられ、他の市中金利はタイム・ラッジを置いて漸次引き上げられるが、連動関係が廃止された場合、中央銀行が公定歩合引上げ後に公開市場操作を活用していくれば、市中金利全体が歩調をそろえて引き上げられるようになる、などの事情をあげている。

(特定の資金の借り手に対する圧迫)

さらに、市中金利に対する規制は、すでに述べたように国内あるいは国際間の資金の流れに影響を与えるため、政策当局は金利規制を通じて資金の流れを調節する手段をもつことになろう。

とくに、米国では、最近、金利規制に起因する資金の流れの変化が特定の資金の借り手に対して強い圧迫を加え、このことがかえって金融政策の効果を強める場合もあることが注目されているようである。たとえば、相互貯蓄銀行や貯蓄貸付

組合への資金の流入が相対的に減少すれば、現にみられたように住宅建設資金の借り手に大きな打撃を与えることになるし、また商業銀行への資金の流入が相対的に減少すれば、消費者信用の利用者に大きな打撃を与えることになる。このため、政策当局が住宅建設活動や耐久消費財の消費を抑制したいと考えている場合には、金利規制は資金の流れの変化を通じて政策効果を強める方向に役だつであろう。しかしその反面、こうした資金の流れの変化は資金の最適配分を保証するものではないし、またその変化が非常に急激なものであれば、ある種の産業を非常に不安定な産業としたり、資金の流入が減少する金融機関の経営破たんを招きやすくすることに注意する必要がある。

3. 最近における規制の強化および緩和・撤廃の動き

(1) 規制の強化

市中金利に対する規制は、金融機関あるいは経済全体に対して以上のような効果あるいは影響を与えているが、こうした状況をながめ、米国、イタリアでは、法律に基づく金利の規制を一段と強化する動きがみられる。

米国では、すでに述べたように、金利の規制が国内における資金の流れに大きな変化を与え、これが住宅建設資金の枯渇、金融機関の経営悪化といった事態を招いたため、商業銀行の定期性預金金利の最高限度を預金規模別にきめ細かく規制するとともに、新たに相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合の預金金利の最高限度をも規制するに至っている。もっとも、こうした規制強化の動きに対しては、商業銀行などから規制の撤廃あるいは緩和の要望が出ていることは前述したとおりである。

また、イタリアでも、すでに述べたように、信用機関の間の預金金利に関する申合せが名目化し

ている状況から、金融当局は、規制の実効をあげるため預金金利について法律に基づく規制を始めることを検討している。

(2) 規制の緩和あるいは撤廃

一方、フランス、西ドイツ、カナダでは、最近あいついで市中金利に対する法的規制を緩和あるいは撤廃する動きがみられる。また米国でも、上述したように民間金融機関の預金金利に対する規制を強化する一方、政府の保険・保証付き住宅抵当貸付金利の最高限度に対する規制を緩和している。そこで、以下これらの国々の場合について、規制の緩和あるいは撤廃に至る経緯、そのねらい、撤廃後の動向などをみてみたい。

イ、フランス

まずフランスでは、1966年4月以降、銀行の短期および中期(4年未満)貸出金利の最低限度に対する法的規制が全面的に撤廃された。また、銀行の定期性預金金利の最高限度に対する法的規制も、1967年7月以降、期間2年超の長期預金および金額25万フラン超の大口預金について廢止された。

銀行の貸出金利の最低限度に対する規制は、1945年の法律に基づき国家信用理事会が行なっていたものであり、そのねらいは、この法的最低限度をいわば銀行貸出の基準金利とすることにより、銀行の貸出金利水準の低下を図り、戦後フランス経済の再建と発展に資することにあった。もっとも、この規制はあくまでも貸出最低金利に対する規制であって、銀行間の競争状態、顧客の信用度などに応じて、最低限度以上の貸出金利が適用されていた。しかも、貸出金利に対する最低限度が規制されていると、銀行間の過当な貸出金利競争を抑制するという効果を持つ反面、場合によっては、個々の銀行が自らのイニシアティブによって貸出金利を引き下げようとする余地をも乏しくすることになる。このため、金融当局は、銀行

の貸出最低金利に対する規制を撤廃したほうが、かえって銀行間の適正な競争を促進し、銀行の貸出金利の引下げに役だつとの考え方をとるに至り、貸出金利に対する規制の全面的な撤廃に踏み切った。

以上のような貸出金利規制撤廃の背景には、E E Cの統合進展と米系資本の欧洲進出に対処するため、企業規模の拡大や設備投資の促進などを通じてフランス企業の国際競争力を強化する必要があり、これを金融面から支援するものとして低利資金の供給が要請されているという事情があった。銀行の長期預金および大口預金の金利に対する規制の廢止も、このような背景のもとに、従来著しくウェイトの低かった貯蓄性預金の吸収を強化し、長期安定資金の供給を増大させることを意図して行なわれたものである。

もっとも、このように銀行の貸出最低金利に対する規制が撤廃されたとはいえ、貸出金利の決定が全く自由になったわけではない。

まず第1に、規制撤廃後、すでに述べたように、国有化預金銀行がその一流企業向けの貸出金利を公表し、他行はその貸出金利の最低限度をこれと歩調を合わせるという慣行ができつつある。この場合、いうまでもなく金融当局は国有化預金銀行の貸出金利の決定に大きな影響力を持っており、その意味では、こうした慣行の存在は貸出金利の最低限度に対して法的規制が行なわれているのとあまり変わらないということもできよう。

第2に、規制撤廃後の措置として、1966年3月以降、高金利禁止に関する法律が実施されていることである。この法律により、金融機関が過去3ヶ月間同等の危険率を有する同種の貸出に対して適用した平均金利の125%、または過去6ヶ月間の社債平均発行者利回りの2倍のいずれか低いほうをこえる金利は高金利とみなされ、金融機関の高金利による貸出は禁止されている。

口、西 ド イ ツ

次に西ドイツでは、1967年4月以降、民間金融機関の預金・貸出金利の最高限度を規制していた金利調整令(Zinsverordnung)を全面的に撤廃した。

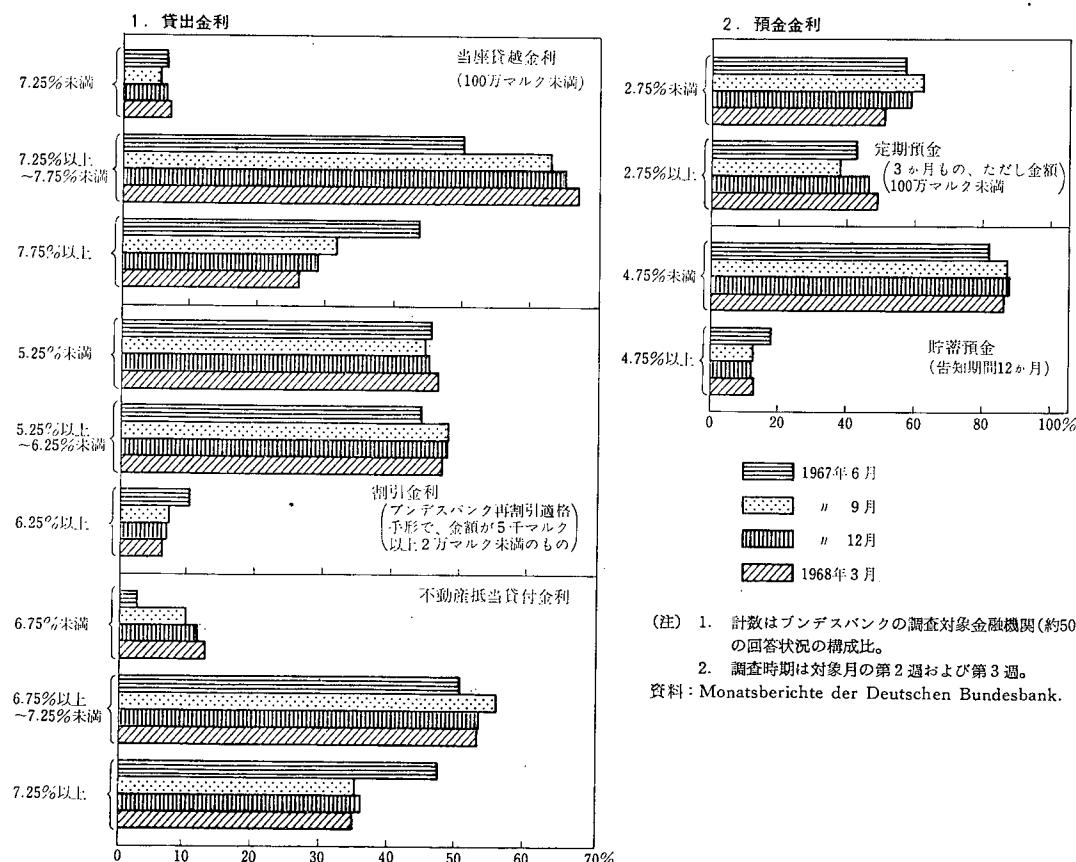
金利調整令は、建築貯蓄金庫(Bausparkassen)を除くすべての民間金融機関について、期間2年半未満の預金金利の最高限度、期間4年未満の貸出金利の最高限度を定めたもので、貸出金利は公定歩合と直接連動しており、預金金利も、関係金融機関の意見を十分聞いたうえ、公定歩合の変更の時期から1~2ヶ月遅れるものの、公定歩合とかなり密接な関係を保って変更されていた。ま

(第4図)

た、零細金融機関については、とくに預金・貸出金利の最高限度の0.125~0.5%高の金利を付すことが認められていた。

こうした預金・貸出金利の最高限度に対する規制は、金融機関の間の過度の競争を抑制し、預金者保護、借り手保護に資することを目的として行なわれていたものである。しかし現実には、預金金利規制をひん繁に変更することがむずかしいため、資本市場の金利との間にアンバランスを生ずる場合もあり、また金融機関相互間、とくに商業銀行と貯蓄銀行との間の激しい預金獲得競争から、特利や闇金利など金利規制逸脱行為^(注)も目だつなど、規制の弊害も指摘されてきた。このた

西ドイツにおける規制撤廃後の預金・貸出種類別金利付利状況



め、政府当局では、金利規制逸脱行為を是認するよりはむしろ規制自体を撤廃すべきであるとの考え方方が強まり、また、当初規制撤廃に消極的であったブンデス銀行も、金利規制がなくとも種々の形で市中金利に影響を与えることができるとの考え方から、規制の漸進的撤廃に賛意を表するに至った。こうした状況から、1966年7月、まず大口預金(期間3ヶ月以上、かつ金額100万マルク以上)の金利の最高限度に対する規制が廃止され、翌年4月、金融情勢の緩和(1967年1月、2月に公定歩合を引下げ)を見込んで、金利規制の全面的撤廃に踏み切った。

(注) たとえば、預金者がある一定金額の預金をする場合、そのうちの若干額を金利規制が適用されない2年半以上据え置き、その部分について非常に高い預金金利を付すというようなことが行なわれていた。

こうした規制撤廃に伴い、最も懸念された点は、市中金利の高騰という事態であったが、現在までのところ、市中金利の動向は比較的落ち着いた推移をたどっている。すなわち、規制撤廃後、ブンデス銀行が定期的に行なっている市中金利付利状況の調査によれば、第4図に示したよう

に、貸出金利は、高利適用の金融機関の割合が減少し、低利適用の金融機関の割合が増加するなど、むしろ低下ぎみである。一方、預金金利は、特利、闇金利の表面化から定期預金の金利が若干上昇しているが、実態的にはほとんど変化がみられない。

これは、貸出金利については金融機関間で活発な競争が行なわれていること、また預金金利については、法的規制に代わって、商業銀行協会、貯蓄銀行協会、信用組合協会といった主要な民間金融機関の協会が、第6表のように、それぞれ規制撤廃時と全く同一の指導金利を設定し、これを各加盟金融機関に対して勧告していることによるものであろう。しかし、同時に、規制撤廃後公定歩合が3回にわたって引き下げられる(1967年4月、5月、8月)など、この間、金融が緩和状態にあったことが大きく響いていることを見落としてはならない。したがって、西ドイツにおける金利規制の撤廃を評価するためには、今後の金融引締め時において、市中金利がどのような動向を示すか、またブンデス銀行の金利政策がどのように運営されるかを待たねばならないであろう。

ハ、カナダ

カナダでも、1967年5月の銀行法改正により、本年1月以降、特許銀行の貸出金利の最高限度に対する法的規制が全面的に撤廃された。また、同じく銀行法の改正により、特許銀行の預金・貸出金利に関する申合せは禁止されたことになったため、それまで行なわれていた預金金利および貸出最低金利に関する特許銀行間の申合せは廃止された。

特許銀行は、カナダでは群

(第6表)

西ドイツにおける指導預金金利

(単位・年利%)

	金利調整令による最高限度	商業銀行協会		信用組合協会		貯蓄銀行協会	
		a	b	a	b	a	b
要求払預金							
定期預金							
1か月以上3か月未満	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
3ヶ月6ヶ月	2.5	2.5	2.0	2.5	2.0	—	—
6ヶ月12ヶ月	3.0	3.0	2.5	3.0	2.5	3.0	—
12か月以上	3.75	3.75	3.0	3.75	3.0	—	—
貯蓄預金							
告知期間12か月未満	4.75	4.75	4.0	4.75	4.0	4.75	—
ヶ月以上	4.0	4.0	3.5	4.0	3.5	4.0	3.5
	5.0	5.0	4.5	5.0	4.5	5.0	4.5

(注) aは1967年4月1日以降同年5月末までのもの。

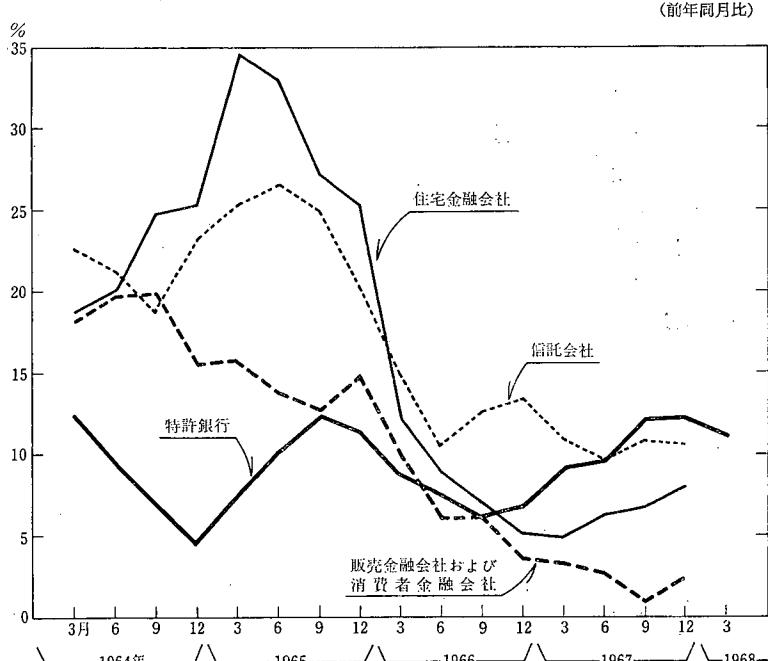
bは1967年6月1日以降現在実施中のもの。

資料: Monatsberichte der Deutschen Bundesbank.

を抜いた最大の金融機関であり、その貸出金利の最高限度に対する法的規制は、特許銀行以外の金融機関いわゆる「ニア・バンク」(Near Banks)を保護すること、金融的立場の弱い資金の借り手を保護することなどを目的として行なわれていたものである。しかし、その反面、この貸出金利の最高限度が1944年以降6%という比較的低い水準に据え置かれていたため、特許銀行は貸出業務の拡大に制約を受ける結果となり、また貸出金利との関係から、預金金利の引上げによる預金の吸収も困難であった。このため、特許銀行はニア・バンクとの競争上不利な立場にあり、その預金および貸出金の増加率は、第5図にみられるように他の金融機関と比べてかなり低かった。こうした状況から、貸出金利に対する法的規制など特許銀行に課されている制約を取り除き、金融機関間の取扱いを公平にして適正な競争を促進すべきであるとの声が強まり、まず1967年5月以降貸出金利の

(第5図)

カナダにおける各種金融機関の資産・負債増加率



資料: Bank of Canada, Statistical Summary.

最高限度を7.25%に引き上げ、さらに本年1月以降規制を完全に撤廃するに至った。

もっとも、こうした金利規制の撤廃は、金融機関間の競争激化から中小ニア・バンクの経営破たんを招くおそれがある。このため、金融当局は、1967年4月、預金者保護の観点から預金保険制度の導入を図った。また、個人あるいは零細企業者といった金融的立場の弱い資金の借り手を保護するため、銀行法の改正により、特許銀行は借り手に対し手数料等を含めた実効借入れコストの公表を義務づけられることになった。

貸出金利の最高限度引上げおよび撤廃に伴い、特許銀行は企業向け中・長期金融、住宅金融、消費者金融などにかなり積極的になってきており、また従来よりも高い預金金利で資金を吸収するようになってきている。こうした特許銀行の業務多様化によって、金融機関間の競争は促進され、たとえば住宅金融や消費者金融の金利は低下

した。しかし、その反面、第5図にみられるように、従来から住宅金融や消費者金融のウエイトが高かった住宅金融会社(Mortgage Loan Companies)、信託会社(Trust Companies)、販売金融会社および消費者金融会社(Sales Finance and Consumer Loan Companies)などの預金・貸出金が著しく伸び悩むなど、特許銀行の積極的な活動はニア・バンクに大きな影響を与えており、今後に問題を残している。

二、米 国

最後に米国では、本年5月、連邦住宅局(FHA)の保険付

きおよび復員軍人局(VA)の保証付き住宅抵当貸付金利の最高限度に対する法的規制が、1969年9月末まで一時停止されることになった。

米国では、民間金融機関の住宅抵当貸付に対して、連邦住宅局および復員軍人局が債務不履行の保険あるいは保証を行なっており、この保険・保証付き住宅抵当貸付のウエイトは、ここ数年かなり低下してきているものの、なお全体の約4分の1を占めている。しかし、その貸付金利の最高限度は借り手保護の観点から6%に規制されていたため、金利水準が上昇する金融ひつ迫期には、政府の保険・保証付き住宅抵当貸付は魅力を失うことになる。この結果、こうした金融ひつ迫期には、金融機関はその運用資金を保険・保証の付されない住宅抵当貸付(conventional mortgage)や他の貸付用途にシフトさせ、住宅金融を不安定なものにする一因となってきた。また、最近のように、市中金利全般が著しく上昇している時期には、抵当証券の割引発行が恒常化し、貸付金利の最高限度に対する法的規制はかなり名目化するに至っていた。

こうした状況から、住宅金融向け資金の減少を防ぐため、政府の保険・保証付き住宅抵当貸付金利の最高限度に対する法的規制は、しばらくの間停止されることになった。もっとも、法的規制停止後、連邦住宅局はその保険を行なう場合の住宅抵当貸付金利の最高限度を6.75%に定めており、貸付金利に対する規制が全くなくなったわけではない。

おわりに

以上、欧米諸国における市中金利規制について、その実情と最近の動きをみてきた。金利規制は、本来金融機関の間の過当競争や金利の過度の上昇を抑制し、金融秩序の維持あるいは預金者保護、借り手保護に資するといった種々の役割をも

つものである。それだけに、金利規制の方法や程度は、国によりまちまちであることはいうまでもない。

ところで、近年、多くの欧米諸国では国際化の進展などともあいまって、金利水準の低下をはかることが必要となり、そのためには金融機関の間の適正な競争を促進することが要請されるようになってきた。フランス、西ドイツ、カナダにおいて、貸出金利あるいは預金金利に対する法的規制が緩和ないし撤廃されるに至ったのは、こうした事情を背景としたものである。また一方、米国においては、預金金利に対する法的規制が資金の流れに大きな変化をもたらし、経済全体に対し種々の影響を与えたため、かえって規制が強化ないし拡充されることになった。

このように、最近2~3年、いくつかの欧米主要国において金利規制が緩和・撤廃され、あるいは逆に強化されてきたが、ともかく、いずれの国においても共通してみられることは、金利規制を金融経済情勢に沿ってできるだけ弾力的に運営していくという点であろう。金利規制の強化にせよ、あるいは緩和・撤廃にせよ、情勢に応じてその弾力的運用をはかることは、単に金融政策の有効性を高めるために重要であるだけではない。それはまた、金融機関の間の適正な競争を促進し、預金・貸出金利と長短期の市場金利との間の金利体系全体としてのバランスを保つことにより、望ましい資金の流れをもたらすためにも重要なことである。

最後に、フランス、西ドイツ、カナダにおける金利規制撤廃の経過をみてみると、撤廃された法的規制に代わってなんらかの措置が採られ、それによって、金利規制のもつ本来の目的をできるだけ達成させるよう努めていることが注目される。すなわち、フランスでは、貸出金利に対する法的規制撤廃に伴い、とくに借り手保護の見地から高

金利禁止に関する法律が制定された。また、カナダでも、特許銀行の貸出金利に対する法的規制を撤廃したが、預金保険制度を創設し、金利公表を義務づけることにより、預金者保護、借り手保護に配慮している。さらに、西ドイツでは、預金・貸出金利に対する法的規制の撤廃は金融緩和期を選んで漸進的に行なわれ、しかも預金金利の法的

規制に代わるものとして、規制撤廃後、主要金融機関の協会がそれぞれ指導金利を設定することにより、金融機関の間の過当競争が回避された。このように、各国とも、規制撤廃に伴う摩擦を最小限度にとどめるよう、金融当局および関係者の間で努力が払われていることは、見落としてはならない点であろう。

(付表)

欧米諸国の中金利規

	預金利			
	規制の対象	規制の方法	規制の内容	その他
米国	○連邦準備制度および連邦預金保険制度加盟商業銀行の預金金利	連邦準備法(レギュレーションQ)、連邦預金保険法、預金金利規制法に基づき、連邦準備制度理事会および連邦預金保険会社理事会が規制	要求払預金の付利禁止、定期性預金金利の最高限度	外国公的当局保有の定期性預金は除く
	○連邦預金保険制度加盟相互貯蓄銀行の預金金利	連邦預金保険法、預金金利規制法に基づき連邦預金保険会社理事会が規制	最高限度	
	○連邦住宅貸付銀行制度加盟貯蓄貸付組合の出資証券配当率	連邦住宅貸付銀行法、預金金利規制法に基づき連邦住宅貸付銀行理事会が規制	最高限度	
カナダ				
英國	○ロンドン手形交換所加盟銀行の預金金利	銀行間の申合せ	当座勘定は無利息、預金勘定(7日通知預金)は公定歩合マイナス2% (ただし公定歩合が4%未満の場合は別途申合せ)	
	○スコットランド系銀行の預金金利	銀行間の申合せ	公定歩合と連動	連動関係は、ロンドン手形交換所加盟銀行の場合よりも若干弱い
	○北アイルランド系銀行の預金金利	銀行間の申合せ	公定歩合と連動	連動関係は、ロンドン手形交換所加盟銀行の場合よりも若干弱い
	○住宅金融会社の預金金利、出資証券配当率	政府は、望ましいと考えられる金利を住宅金融会社協会に対し示唆、協会はこれを加盟金融会社に対し勧告		
西ドイツ	○商業銀行、貯蓄銀行、信用組合の預金金利	それぞれの協会が指導金利を設定し、これを各加盟金融機関に対し勧告		
	○非居住者要求払預金金利	対外経済法により規制	付利禁止	

制一覧 (1968年6月末現在)

貸出金利			
規制の対象	規制の方法	規制の内容	その他
○連邦住宅局の保険付きおよび復員軍人局の保証付き住宅抵当貸付金利	法律により規制	最高限度(6%)	1968年5月7日以降1969年9月末まで規制を一時停止
○個人および非法人企業向け貸付金利	ほとんどの州で州法により規制	最高限度(6~12%)	
○商業銀行の一派企業向け貸出金利(プライム・レート)	ニューヨーク、シカゴ等の大銀行がプライス・リーダーとなってプライム・レートを変更し、他行は慣行により、通常これに追随		
○政府保証付き貸付(農漁業金融、住宅金融、零細企業金融等)金利	法律により規制	最高限度	
○ロンドン手形交換所加盟銀行の主要貸出金利	銀行間の申合せ	公定歩合と連動(本文第3表参照)	
○スコットランド系銀行の主要貸出金利	銀行間の申合せ	ロンドン手形交換所加盟銀行の申合せに追随	
○北アイルランド系銀行の主要貸出金利	銀行間の申合せ	公定歩合と連動	連動関係はロンドン手形交換所加盟銀行、スコットランド系銀行の場合よりも若干弱い
○住宅金融会社の主要貸出金利	政府は、望ましいと考えられる金利を住宅金融会社協会に対し示唆、協会はこれを加盟金融会社に対し勧告		

		預 金 金 利		
	規制の対象	規制の方法	規制の内容	その他の
フ ラ ン ス	○銀行の預資金利	法律に基づき国家信用 理事会が規制	要求払預金の付利禁止、定期性預資金利の最高限度	期間2年超もしくは金額25万フラン超の預金は除く
	○銀行以外の主要金融機関(貯蓄金庫、農業信用金庫、相互信用金庫等)の預資金利	法律に基づき大蔵省が規制	最高限度	
イ タ リ ア	○信用機関の預資金利	信用機関間の申合せ	最高限度	
オ ン ラ ダ				
ペ ル ギ ー	○銀行の預資金利	要求払預金の金利は銀行間の申合せ、他の預資金の金利は中央銀行と主要銀行との間の協議の後、銀行間の申合せ		
ス イ ス	○当座勘定および小切手勘定の金利	銀行協会を中心とした全国的な申合せ	最高限度	
	○3大商業銀行のスイス・フラン定期預資金利	3大商業銀行間の申合せ	最高限度	
ス ウェ ー デ ン	○商業銀行、貯蓄銀行、農業信用組合の預資金利	金融機関の代表者による協議の後、中央銀行の承認を経て決定	通常、公定歩合と連動	スウェーデン国立銀行は、法律により、金融機関の預資金利の最高・最低限度を規制する権限を持っているが、現在その権限を行使していない

(参考) 最近撤廃された金利規制は次のとおり。

- ① フランス……1966年4月以降、銀行の短期および中期(4年未満)貸出金利の最低限度に対する規制撤廃。
- ② 西ドイツ……1967年4月以降、民間金融機関(建築貯蓄金庫を除く)の預資金利および貸出金利の最高限度
- ③ カナダ……1967年5月以降、銀行法の改正により特許銀行の金利に関する申合せは禁止され、特許銀行1968年1月以降、特許銀行の貸出金利の最高限度に対する規制撤廃。従来、銀行法により規

貸出金利			
規制の対象	規制の方法	規制の内容	その他
○全金融機関の貸出金利	高金利禁止に関する法律により規制	金融機関が過去3か月間同等の危険率を有する同種の貸出に対して適用した平均金利の125%、または過去6か月間の社債平均発行者利回りの2倍のいずれか低いほうをこえる金利は高金利とみなされ、高金利による貸出は禁止	
○銀行の一流企業向け貸出金利	国有化預金銀行がその一流企業向け貸出金利を公表し、他行は慣行により、それを貸出金利の最低限度とする	最低限度	
○信用機関の貸出金利	信用機関間の申合せ	リラ建割引金利の最低限度、リラ建短期(1年以内)貸付金利の最低限度(公定歩合と連動)、外貨建貸付金利の最高限度	
○当座貸越金利	伝統的	公定歩合と連動(通常、公定割引歩合プラス1.5~2.0%)	
○主要銀行の割引金利	主要銀行間の申合せ	最低限度、公定歩合と連動(公定歩合プラス0.25%)	
○銀行の一流商業手形割引金利	銀行協会の申合せ	最低限度	
○抵当貸付金利	10州で州法により規制	最高限度	
○銀行の非居住者向け貸出金利	貸出金額1千万スイス・フラン以上もしくは期間1年以上のものについては、法律により中央銀行の認可が必要		
○商業銀行、貯蓄銀行、農業信用組合の貸出金利	中央銀行と金融機関との間で、貸出金利は公定歩合と同一方向に変更させるという了解が成立している		スウェーデン国立銀行は、法律により、金融機関の貸出金利の最高限度を規制する権限を持っているが、現在その権限を行使していない

従来、法律に基づき国家信用理事会が規制。
 対する規制撤廃。従来、金利調整令により規制。
 は預本金利および貸出最低金利の申合せを廃止。
 制。